

クロスボーダー送金に係るデータ流通の摩擦に対処する国際的イニシアチブ – FSB 報告書が示す、規制間の調整、整合性及び相互運用性の実現に向けたアプローチの例 –

金融 & Web3/メタバース & データ保護ニュースレター

2025 年 4 月 15 日号

執筆者:

[五十嵐 チカ](#)

c.igarashi@nishimura.com

[平原 将人](#)

mas.hirahara@nishimura.com

[水井 大](#)

d.mizui@nishimura.com

1. はじめに

2024 年 12 月 12 日、金融安定理事会（以下「FSB」）より、「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告：最終報告書」（原題：Recommendations to Promote Alignment and Interoperability Across Data Frameworks Related to Cross-border Payments: Final report）（以下「**本報告書**」）が公表され^{1 2}、2025 年 3 月 27 日には、本報告書において提起されている課題の協議、情報交換及び調査の場として、クロスボーダー送金データフォーラム（Forum on Cross-border Payments Data）（以下「**フォーラム**」）の設立が公表されました³。本報告書は、**データフレームワーク**（定義は後記 3.参照）の本来の目的（例えば、取引のセキュリティ確保、マネロン・テロ資金供与対策（以下「**AML/CFT**」）及び経済制裁、プライバシー保護等）を堅持しつつ、クロスボーダー送金における意図せぬ摩擦（friction）に対処するための勧告を報告書としてまとめたものであり、本報告書が採用するアプローチは金融分野に限らず参考となります。フォーラムの設立により今後このテーマについては議論が活発化することが予想されるところでもあり、本稿では、本報告書の概要を解説します。

2. 経緯

本報告書の作成元である FSB は、グローバルな金融システムの監督及び勧告を行う国際機関であり、G20 その他の国・地域の財務省、中央銀行及び規制・監督当局、国際機関などをメンバーとしています。

2020 年 10 月、FSB は、G20 の要請に基づき、クロスボーダー送金の課題として**高コスト、低スピード**、

¹ <https://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20241219-1/20241219-1.html>

<https://www.fsb.org/2024/12/recommendations-to-promote-alignment-and-interoperability-across-data-frameworks-related-to-cross-border-payments-final-report/>

² なお、FSB より同日付で、別途、「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」（原題：Recommendations for regulating and supervising bank and non-bank payment service providers offering cross-border payment services: Final Report）と題する報告書も公表されており、本稿執筆時点（2025 年 3 月末）において国会で審議されている資金決済に関する法律の一部を改正する法律案につながる金融審議会の検討過程において言及されていたのは当該報告書です（以下 1 点目のウェブサイトの金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書 8 頁）。金融審議会の当該報告書については弊所の以下 2 点目のニュースレターもご参照下さい。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122.html

https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/finance_law_web3_metaverse_250218

³ <https://www.fsb.org/2025/03/fsb-announces-establishment-of-the-forum-on-cross-border-payments-data/>

限られたアクセス及び不十分な透明性の4つを挙げ⁴、国際決済銀行（BIS）決済・市場インフラ委員会（以下「CPMI」）をはじめとする国際機関及び標準化団体と連携の上、ロードマップ⁵を策定し（2020年11月のG20首脳会議で承認）、その後2023年2月にロードマップを更新しました⁶。更新後のロードマップでは、優先事項の一つとして、データフレームワーク及びクロスボーダー送金の相互作用の強化が挙げられています（アクション7）。

また、FSBは、当初のロードマップに従い、既存のデータフレームワークの調査（Stocktake）を実施し、2023年9月、調査結果の報告書を公表しました⁷。この中では、クロスボーダー送金のコスト、スピード、透明性及びアクセスの改善において大きな支障となる、多数の摩擦が指摘されていますが、当該調査での発見事項の要点は、以下のとおりです。

- (i) 「データフレームワークの内容及びその実施、とりわけクロスボーダー送金に付随して移転されるべきデータの内容における分断」（例：後記3.(2)の金融活動作業部会（FATF）勧告16の実施における相違）
- (ii) 「様々なデータフレームワークの内容相互間のバランスに係る、決済事業者からみた不確実性」（例：データプライバシーに関する義務とAML/CFTその他規制上の要請に関する義務の間のバランス）
- (iii) 「越境データ流通の制限から生じる課題」（例：国内におけるデータの保存又は取扱いを義務づける措置（データローカライゼーション））
- (iv) 「摩擦が、決済システムにおけるイノベーションをより一層困難にしている可能性もある。多くの異なるフレームワークに対するグローバルなアプローチの欠如は、決済システムの効率性の向上に資する可能性のあるイノベーションの障壁となっている。」（例：送金に関する完全なトレーサビリティ、ワンタイム顧客認証、送金前の事前検証）

本報告書は、上記の調査結果を基に、2024年7月にFSBより公表された勧告案の市中協議文書⁸に対し寄せられた意見⁹も踏まえ、最終化されたものです。

3. 本報告書の概要

本報告書では、「データフレームワーク」とは、「データの収集、保存、管理に関する一連の法律、規則及び規制上の要請」と定義されており、このデータフレームワークから生じる上記の摩擦を中心に議論が展開されています。本報告書は、ある程度の摩擦が避けられないことは認めつつも、AML/CFT、制裁及びデータ保護・プライバシー規則の根底にある目的について妥協することなく不必要な摩擦を軽減することを目的として、12の勧告を出しています。勧告1は、勧告の実施に関する調整及び報告並びに新たな課題の特定を担うフォーラムの設立（前記1.参照）に関するもので、それ以外の勧告（勧告2から12）は、大きく以下

⁴ <https://www.fsb.org/2020/04/enhancing-cross-border-payments-stage-1-report-to-the-g20/>

⁵ <https://www.fsb.org/2020/10/enhancing-cross-border-payments-stage-3-roadmap/>

⁶ <https://www.fsb.org/2023/02/q20-roadmap-for-enhancing-cross-border-payments-priority-actions-for-achieving-the-g20-targets/>

⁷ <https://www.fsb.org/2023/09/stocktake-of-international-data-standards-relevant-to-cross-border-payments/>

⁸ <https://www.fsb.org/2024/07/recommendations-to-promote-alignment-and-interoperability-across-data-frameworks-related-to-cross-border-payments-consultation-report/>

⁹ 寄せられた各意見及びその概要は以下にて公表されています。

<https://www.fsb.org/2024/09/public-responses-to-consultation-on-recommendations-to-promote-alignment-and-interoperability-across-data-frameworks-related-to-cross-border-payments/>

<https://www.fsb.org/2024/12/recommendations-to-promote-alignment-and-interoperability-across-data-frameworks-related-to-cross-border-payments-overview-of-responses-to-consultation/>

の4つのカテゴリーに分類できます。

<4 カテゴリー>

- (1) 規制・監督の内容相互間のバランスに係る不確実性への対処（勧告 2）
- (2) クロスボーダー送金に関する規制及びデータ要件の整合性及び相互運用性の促進（勧告 3 から 8）
- (3) クロスボーダー送金に関するデータ流通の制限の緩和（勧告 9 から 11）
- (4) イノベーションの障壁の軽減（勧告 12）

以下では、特に注目に値すると思われる勧告について紹介します。

(1) 規制・監督の内容相互間のバランスに係る不確実性への対処

勧告 2：関係当局、国際機関及び標準化団体は、フォーラムにおいて、クロスボーダー送金に関連するデータフレームワーク間の相違及び不整合があり得る領域を特定し、マッピングし、及びこれに対処すると共に、AML/CFT 及び制裁の目的を達成し、詐欺を防止し、データプライバシーを保護しつつ、データフレームワークの内容をより整合させる方法についての当局間の議論を促進すべきである。フォーラムの参加者は、他の分野における成功事例を考慮に入れるべきである。また、フォーラムは、潜在的に新たに発生する可能性のある相違及び不一致が現に発生したときに対処されることを確保するためのプロセスについても検討すべきである。

本報告書は、「内容が相互に矛盾する可能性を含め、異なるデータフレームワークの実施から課題が生じることが、クロスボーダー送金に限られるものではない」、「成功事例を見つけ、これらにおける経験から学習することで、グローバルレベルでのクロスボーダー送金における解決策として再現できる可能性がある」とし、こうした課題を解消してデータフレームワークの内容をより整合化させた他の分野における成功事例¹⁰の調査を提唱しています。また、本報告書は、データフレームワークへの各アプローチがどの程度相違しているかの理解に資する手段として、包括的なマッピングが重要であることを強調しています。

(2) クロスボーダー送金に関する規制及びデータ要件の整合性及び相互運用性¹¹の促進

勧告 3：各国当局は、中央銀行及び決済システム運営者を含む市場参加者に対し、国際決済銀行（BIS）決済・市場インフラ委員会（CPMI）が策定するクロスボーダー送金に関する ISO 20022 の仕様に係る共通要件の採用を奨励すべきである。

¹⁰ 本報告書では、国際民間航空、臨床試験・ヘルス研究のほか、決済分野での類似の例として、Joint Chiefs of Global Tax Enforcement（J5）、単一ユーロ決済圏（SEPA）及び Buna（アラブ通貨基金により設立されたクロスボーダーの多通貨決済システム）が挙げられています。

¹¹ 「相互運用性」（interoperability）は、本報告書及びロードマップで定義されておらず、多義的な用語です。本報告書は「データフレームワーク間」及び「規制及びデータ要件」の相互運用性を取り上げていることからしますと、本報告書においては、この用語は、（Swift Standard Teams が以下の書籍において定義するように）「異なるメッセージ標準」又は異なるデータフレームワーク「を使用する場合でもビジネス上の情報を容易に交換することができる状態」を指すものと解されます。

The Swift Standard Teams (2022): *ISO 20022 For Dummies*, 6th limited edition, John Wiley & Sons, Inc. (Swift のウェブサイトを通じて入手可能：<https://www.swift.com/swift-resource/184556/download>)

「データ要件」(data requirements)とは、一般に、規制対応や相互運用性等の目的を果たすため、収集・保存・送信・開示が求められるデータ項目の内容や形式情報の仕様等をいいますが、ISO 20022は、金融機関間の電子データ交換に関する国際規格として世界的にその採用が拡大し、「メッセージ規格の相互運用性を高める機会」を提供しています。一方、本報告書は「異なる法域及び地域において規格が限定的に、不完全に、又は一貫性を欠いた形で実装される」問題に言及し、「規格が実際にどのように使用されるかはかなりのバラツキがある可能性があり、ISO 20022が採用されたとしてもクロスボーダー送金の処理における摩擦が続く可能性がある」(下線は引用者による)として、国際基準に内在する解釈・運用の幅がもたらす各法域間での不整合に注意を促しています。

CPMIは2023年10月にクロスボーダー送金に関するISO 20022の仕様に係る共通要件¹²を定め、また市場慣行の整備を行う団体(HVPS+、CBPR+など)の利用ガイドラインと上記のCPMI共通要件を整合させるため各団体と協働するなど、本勧告の一部はすでに実施に向けて動き始めています¹³。

勧告 4 : AML/CFT コンプライアンスのためのクロスボーダー送金に関連するデータ要件が[引用者注 : 他の法域と]一致しない形で適用されるのを避けるため、各国当局は FATF 勧告 16 を実施し、現地の AML/CFT 規制を遵守するために必要な追加データについて、明確でアクセス可能なガイダンスを提供すべきである。また、可能な場合は、適用のあるグローバルデータ標準を使用すべきである。

まず、FATF 勧告 16 とは、金融活動作業部会(以下「FATF」)が元々は送金取引における送金者及び受取人情報の透明性を確保するために定めた国際基準(トラベルルール)であり、改正を経て現在では暗号資産取引についても適用されます。本報告書では、上記枠内の勧告4の目的は、「(i)FATF勧告16が定める…グローバルな標準の実装を通じて、決済におけるAML/CFTコンプライアンス上のデータ要件の分断を減らすこと」、及び「(ii)特定のリスクに対処するため、FATF勧告16が定める必要最小限の内容に加重した、上乗せのデータ要件の適用に関する明確でアクセス可能なガイダンスの提供を奨励すること」にあると説明しています。

上記(ii)について補足しますと、FATFの調査(Stocktake)¹⁴が認めているように、(注:FATF勧告を踏まえて各国が国内法又は強制力あるガイドライン等で定める)AML/CFT規制の違いは、法域間でのリスクの相違を踏まえれば、必要かつ正当化され得るものであり、本報告書も、各国の国内規制当局が特定のリスクに対処するため特別にカスタマイズされたデータ要件を導入することも選択可能と認めています。ただし、当局は「全ての金融機関が容易に遵守できるよう、必要な追加データの要件はアクセスしやすく、理解されやすいものとし」、もしあるのであれば「上乗せの追加データに適用されるグローバルデータ標準を使用すべき」とされています。各国の国内規制当局が自国の状況を反映してデータ要件を追加することは許容しつつ、そのような規制の加重においても透明性を求め、分かりやすい規制構造を確保するというアプローチが

¹² <https://www.bis.org/cpmi/publ/d218.htm>

¹³ 決済分野においては、Payments Market Practice Group (PMPG) が、より良い市場慣行を推進するためのグローバルフォーラムとなっており、ワーキンググループである High Value Payments Systems Plus (HVPS+) 及び Cross-Border Payments and Reporting Plus (CBPR+) の活動の調整を行っています。これらの団体の詳細については、以下のSwiftのウェブサイトをご参照ください。

<https://www.swift.com/standards/market-practice/payments-market-practice-group>

<https://www.swift.com/standards/market-practice/high-value-payments-systems-plus>

<https://www.swift.com/standards/iso-20022/iso-20022-financial-institutions-focus-payments-instructions>

¹⁴ <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Cross-border-payments.html>

示されています。

なお、FATF 勧告 16 については、昨今の決済手段の多様化及び複雑化を受けて、技術中立性及び「同一の活動、同一のリスクには同一のルールを適用する (same activity, same risk, same rules)」原則を確保するため改訂が検討されていますが、本稿執筆時点 (2025 年 3 月末) では、改訂に関する市中協議文書について 2 度目の意見募集期間中であり¹⁵、まだ最終化していません。

勧告 6 : 各国当局は、取引主体識別子 (LEI : Legal Entity Identifier) などの標準化されたグローバル識別子の使用強化を支援すべきであり、これには、標準化されたグローバル識別子の使用がクロスボーダー送金におけるベストプラクティスであることを強調することも含まれる。

LEI や企業識別コード (BIC : Business Identifier Code) などの標準化されたグローバル識別子の採用は、勧告 3 から 5 (制裁リストの標準化) に示されている目標と明確に関連しています。即ち、グローバル識別子の採用は、メッセージデータの一貫性及び有用性を向上させ、AML/CFT 管理のより効率的で正確な実施をもたらすと考えられています。特に、本報告書においては「LEI は、特定のメッセージングネットワークに紐付けられておらず、あらゆる企業及び法人 (legal entity) が利用できる点において、優位性が認められるであろう」と述べられており、LEI の方の使用が推奨されているようです。

このような議論に対しては、LEI の対象となる企業及び法人に該当しない類型 (注 : 個人等) の制裁対象者も多く、また LEI の対象となる企業及び法人であっても LEI に (注 : 自ら進んで) 登録するとも限らないとの反論もあり得るところですが、本報告書では、誤検知 (偽陽性とも。false positive) それ自体がクロスボーダー送金が低速でコストが高くなっている原因の 1 つと疑われているところ、LEI が誤検知の数を減少させる可能性がある点を挙げ、議論を補強しています¹⁶。

勧告 7 : OECD は、国境を越えたデータ流通に関する継続的なエビデンスに基づくマルチステークホルダーの取組みに基づき、データプライバシー・保護当局及びクロスボーダー送金に係るステークホルダーとともに、高いレベルのプライバシー保護を確保しつつ、より速く、より低コストで、より透明性が高く、よりアクセスしやすいクロスボーダー送金に関連するデータ流通を可能にするためのさまざまな選択肢を模索すべきである。

勧告 8 : 勧告 7 に示された作業に基づき、関係当局は、決済の取扱い (processing) に適用される国内のプライバシー及びデータ保護制度において [引用者注 : 他の法域と] 一致した基準を採用及び実施し、適切な越境データ移転のメカニズムを特定すべきである。

上記の 2 つの勧告は、データ保護・プライバシー、特に、越境データ移転に関するものです。2023 年の世界プライバシー会議 (GPA : Global Privacy Assembly) のセンサス (Census)¹⁷によれば、殆どの法域において、個人情報の越境移転を制限する法律があるとされており、データ保護・プライバシーの分野における議論は、同等性・充分性判断、標準契約条項、拘束的企業準則など、越境データ移転を可能とするメカ

¹⁵ 以下のウェブサイトにて、2025 年 4 月 18 日までコメントを募集しています。

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/R16-public-consultation-February-2025.html>

¹⁶ LEI 導入の進捗状況は、以下の FSB 報告書で公表されています。

<https://www.fsb.org/2024/10/implementation-of-the-legal-entity-identifier-progress-report/>

¹⁷ <https://globalprivacyassembly.org/the-assembly-and-executive-committee/gpa-census/>

ニズム/ツールを中心に展開されてきました¹⁸。本報告書でも、同様に、こうしたメカニズムの導入を推奨するほか、その明確化又は収斂（convergence）に向けた GPA のワーキンググループ（Global Frameworks and Standards Working Group）及び OECD による作業を紹介しています。

また、本報告書は**信頼性のある自由なデータ流通（DFFT : Data Free Flow with Trust）**の専門家コミュニティについても詳述しています。DFFT は、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトであり、2019 年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で日本が提唱しました。DFFT 自体は、クロスボーダー送金に関連するデータ流通に特に焦点を絞ったものではありませんが、DFFT 専門家コミュニティに専門ワーキンググループが立ち上げられ、クロスボーダー送金に特化した調査を行っています。

(3) クロスボーダー送金に関するデータ流通の制限の緩和

本項では、データローカライゼーション及びデータミラーリング政策を中心に扱います。本報告書上は厳密に定義されていませんが、「**データローカライゼーション**」（data localization）とは、越境データの移転を何らかの形態で制限する政策を指し、2023 年 9 月の調査結果報告書によれば¹⁹、次のものが含まれるとされています。

- ・ （個人データなど）データの国外移転の条件付き制限
- ・ データの国外移転の全面的な禁止（又は、国外移転の条件付き承認を得るのが極めて困難な場合）
- ・ データの国内でのコピー（「**データミラーリング**」（data mirroring））又は取扱いの義務付け

本報告書は、データローカライゼーション及びデータミラーリングが実施される背景として、データシステムの現地国でのオペレーション強靱性の構築、サイバーセキュリティの脅威からの保護、国の決済システムにおけるデータストレージのセキュリティに対する利用者の信頼強化、他の方法ではアクセスできない可

¹⁸ 我が国では、一般社団法人全国銀行協会（以下「**全銀協**」）が、外国送金に伴う個人データの移転（日本にある銀行から外国にある銀行の受取口座への資金移動）について、銀行は本人（銀行の顧客）からの「同意」を法的根拠とする必要があるとの見解を示しています。個人情報の保護に関する法律（以下「**個人情報保護法**」）第 28 条第 2 項により、本人からの「同意」に依拠する場合には、同意を取得する前に、本人に対して、個人データが移転される外国の個人情報保護制度に関する情報など一定の情報を提供することが義務づけられています。全銀協は、コルレス銀行の名称及び所在地を実際の送金前（送金依頼の受付時）に特定することは不可能であることを踏まえ、「ご依頼を受け付けた時点では経由銀行の有無や経由銀行名を把握できないことをご了解のうえ、外国送金をご依頼ください」としています。実務上は、一部の法域について個人情報保護委員会が個人情報保護制度を調査しその結果を公表しており、全銀協のウェブサイトでも当該結果を参照しているほか、全銀協は、同じウェブサイトにおいて、国連貿易開発会議（UNCTAD）のマッピングに基づき各法域の個人情報保護制度の有無について掲載したリストを公表しており、多くの銀行では、上記の情報提供義務を履行するにあたり、全銀協の当該ウェブサイトを参照しています。全銀協の見解、個人情報保護委員会の調査結果及び UNCTAD のマッピングは、以下のウェブサイトで公表されています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

<https://unctad.org/page/data-protection-and-privacy-legislation-worldwide>

なお、現在、個人情報保護法の 3 年ごと見直しが進められており、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合については、契約の履行のために提供が必要であることを理由に、本人同意の取得を不要とすることが提案されています

（以下ウェブサイトの第 316 回個人情報保護委員会の配付資料 1-1「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）」について」第 1、1(2)を参照）が、これは諸外国とより整合するアプローチといえます。

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2024/20250305/>

¹⁹ 脚注 7 を参照。

能性のあるデータへの法執行機関及び監督当局のアクセスの確保といった政策目標を挙げています。

しかし、本報告書が明確に述べているように、データローカライゼーション及びデータミラーリングは、クロスボーダー送金を遅延させ、ひいては停止させる可能性があり、それも、上記の調査結果報告書の表現を借りれば、当該政策で「目指されている目的[引用者注：自体]と時には矛盾する形で」（下線部は引用者による）、遅延又は停止させる可能性があります。具体的には以下のとおりです。

(i) 効率的で強靱性のあるデータ管理の阻害、ボトルネック化

「…こうした制限により、データの内部共有及び集約が制約される可能性があります。これにより、企業全体でリスクを[引用者注：効果的に]評価及び管理することがより困難になります。さらに、データローカライゼーション政策は、データが不完全となるリスクを高め、STP²⁰を中断するトランザクションエラーにつながる可能性があります。インフラストラクチャー及び人員を別々の法域で重複させる必要が生じ得ますが、その結果分断が生じ複雑さが増すため、エラーが起きる可能性が増大し、サイバーインシデントに対する新たな脆弱性が生じます。…（サイバー攻撃を受けた場合などに）別の場所にある予備の容量にデータを移転することも不可能となります。これにより、データセキュリティ及びデータシステムのグローバルな強靱性が低下する可能性もあります。」

(ii) 競争制限的な影響

「また、[引用者注：単一のデータセンターでデータを集約するのではなく]より多くのデータセンターを設立し維持する必要が生じるため、規模の経済が失われる可能性もあります。その結果、クロスボーダー送金に関わる企業は、コストの増加に直面し…これは、クロスボーダー送金の価格に跳ね返る可能性があります。…また、一部のクロスボーダー送金市場参加者が特定の市場から離脱することを余儀なくされたり、小規模な事業者への参入障壁が生じたりする結果、クロスボーダー送金における競争を減らし、金融サービスの利用可能性及びアクセスに影響を与える潜在的な可能性があります。」

本報告書では、「オペレーション強靱性並びに監督及び法執行の実効性の向上などのデータローカライゼーション政策の目的について譲歩することなく、データ保存及び移転に関する制限的な政策の意図しない結果を軽減する」（下線部は引用者による）ためとして、3つの勧告（勧告9から11）が提案されており、そのうち勧告10は以下のように定めています。

勧告 10：各国当局は、クロスボーダー送金市場参加者が、必要に応じて、外国の規制・監督当局とデータを共有できるよう、明確で透明性のあるメカニズムを確立すべきである。クロスボーダー送金市場参加者は、関係する規制・監督当局が、それぞれの権限に従って、完全かつタイムリーにデータへアクセスできるようにする必要がある。

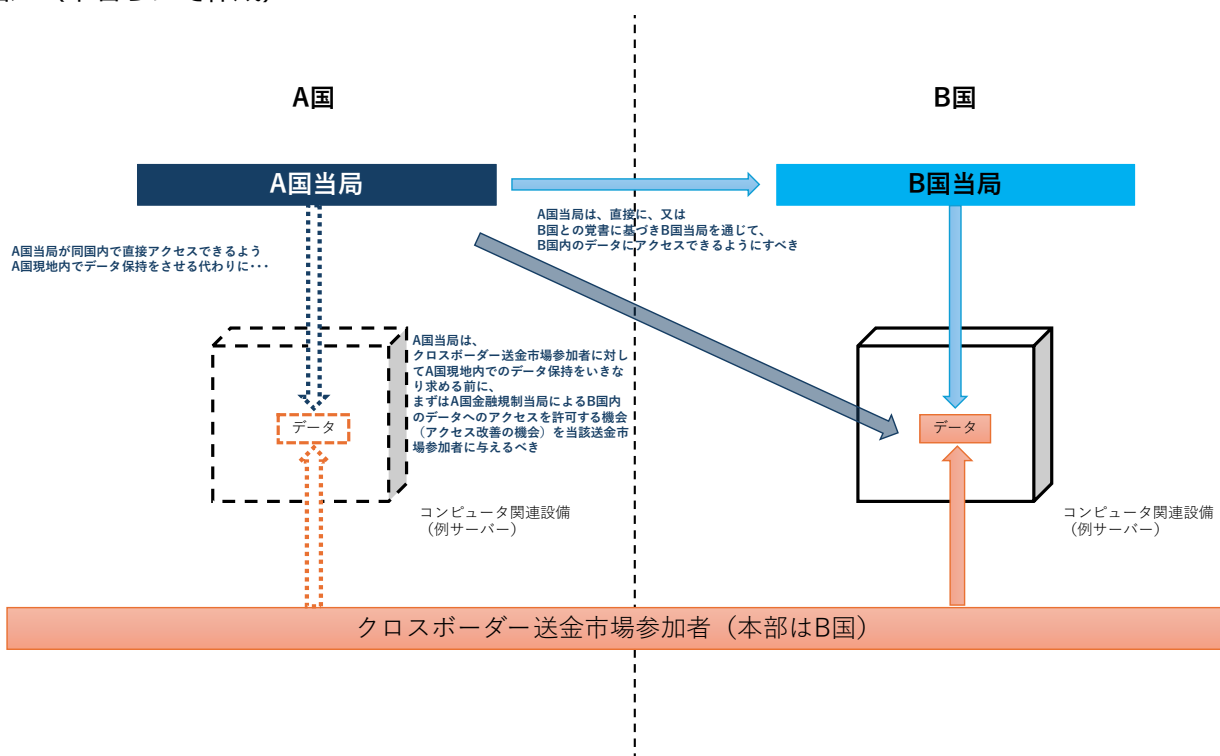
上述のとおり、データローカライゼーション実施の背景として、規制当局及び法執行機関の活動上、民間のデータへのアクセスを維持する必要性が挙げられますが、この局面について、FSBは巧妙かつ現実的な解決策の実施を勧告しています。下記図の例で申し上げれば、本報告書で勧告10に付された補足説明は、「各国当局[引用者注：A国当局]は、[引用者注：クロスボーダー送金市場参加者に対して]データを自国[引用者注：A国]に保持することを求める代わりに、[引用者注：クロスボーダー送金市場参加者に対して]規制・監督活動上必要な決済データへのアクセスを可能とするよう求めるための要件を確立すべきである。これに

²⁰ 「STP」（Straight Through Processing）とは、CPMIの用語集（以下ウェブサイト）によれば、「データの再入力及びフォーマット再設定を行うことなく、支払指図の確認、マッチング、生成、清算及び決済を含む、取引及び資金移動のエンドツーエンド処理の自動化」と定義されます。

<https://www.bis.org/cpmi/publ/d00b.htm?m=114&selection=149>

は、直接に、又は例えば覚書に基づくなどの方法により現地当局[引用者注：B 国当局]を通じて、国境を越えたアクセスを容易にする法的取決めが含まれるべきである。各国当局[引用者注：A 国当局]は、クロスボーダー送金市場参加者が、[引用者注:A 国の]金融規制当局から、自国[引用者注:A 国]でのコンピュータ関連設備の使用を求められる前に、当該当局が要求する決済データへの迅速なアクセスを[引用者注:自ら]許可する機会を与えるべきである」²¹と提唱していることとなります。また、本報告書は、各当局に対し、OECD の「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」²²に具体化されているような、**ガバメントアクセス**へのアプローチを考慮することも提唱しています。

<図> (筆者らにて作成)



(4) イノベーションの障壁の軽減

勧告 12：各国当局及び国際的な標準化団体は、官民パートナーシップの育成、イノベーターとの対話の促進、イノベーションを支援する規制枠組みの創設、ベストプラクティスの国際的なカウンターパートとの共有などの措置を講じることにより、クロスボーダー送金におけるデータ摩擦の解決策となり得るイノベーションを促進すべきである。

本報告書は、将来性のあるイノベーションが、データフレームワークから生じる決済システムにおける摩擦への対応として有用となり得ることを踏まえ、イノベーション支援の上では、国境を越えた規制の調整、

²¹ もっとも、このアプローチは前例がないわけではありません。例えば、本報告書では全く言及されておらず、2023年9月の調査報告報告書でその名称が言及されているのみですが、以下の日米デジタル貿易協定第13条第2項及び第3項を参照。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000527426.pdf>

²² <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0487>

サンドボックス及びテックサプリントから「市場での実証 (live in the market) 」段階への移行において市場参加者を支援するメカニズムや、ステークホルダー間での新技術の理解の深化が重要であると指摘しています。

4. 今後の展望及び我が国への影響

G20 ロードマップに関する 2024 年の進捗報告書²³によりますと、2025 年以降、基準設定主体の基準及びガイダンスの FSB 勧告への適合化が予定されており、その後、2026 年に各国当局が自国のフレームワークにおいて変更を加えるべき内容の評価を行うことが予定されています。日本では、本稿執筆時点（2025 年 3 月末）において、個別の論点の解消に向けた取組みとして、脚注 18 の個人情報保護法改正が検討されていますが、今後、本報告書で示された方向性を踏まえた形でクロスボーダー送金分野における法規制（データフレームワーク）の見直しが見込まれます。米国では 2025 年 1 月にトランプ大統領が就任後、政策の不確実性が高まっていますが、日本を含む他の国・地域においては、本報告書に示された FSB の勧告に沿ってクロスボーダー送金の効率性及びセキュリティを強化するため、データフレームワークの整合性及び相互運用性を高める取組みを続けつつ、関連する米国の政策の動向も注視する必要があると考えられます。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

²³ <https://www.fsb.org/uploads/P211024-1.pdf>